

# ホシデン株式会社定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商 号)

当社はホシデン株式会社と称し、英文では Hosiden Corporation と表示する。

### 第2条 (目 的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子・電気機械器具および同部品ならびに自動車部品の製造、販売
2. 情報通信機器、事務機器、医療機器および同部品の製造、販売
3. 前各号に付帯する一切の事業

### 第3条 (所 在 地)

当社は本店を八尾市に置く。

### 第4条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第5条 (公 告 方 法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とする。

### 第7条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第9条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

#### 第10条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

#### 第11条 (招 集)

当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に取締役会の決議により随時招集する。

#### 第12条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### 第13条 (議 長)

株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

#### 第14条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第15条 (決 議 方 法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第16条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

#### 第17条 (取締役の員数)

当会社の取締役は3名以上とする。

#### 第18条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第19条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役社長1名、その他の役付取締役若干名を定めることができる。

#### 第20条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第21条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### 第22条 (取締役会の決議の省略)

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第23条 (社外取締役の責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 第5章 監査役および監査役会

#### 第24条 (監査役の員数)

当社の監査役は3名以上とする。

#### 第25条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第26条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第27条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

## 第28条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

## 第29条 (社外監査役の責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

## 第30条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

## 第31条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

## 第32条 (中間配当)

当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

## 第33条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

### (附則)

- 1 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

(2022年6月29日改訂)